

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示	○ 三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定	社会教育・文化財保護課	1頁
お知らせ	○ 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例	教 職 員 課	1頁
	○ 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に 関する条例の一部を改正する条例	福利・給与課	2頁
	○ 三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例	社会教育・文化財保護課	3頁

告 示

三重県教育委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、鈴鹿青少年センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和4年3月28日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

- 1 指定を受けた団体
所在地 鈴鹿市矢橋一丁目23番4号
名 称 鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社
代表者 代表取締役 益田 直樹
- 2 指定した年月日
令和4年3月24日
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和23年3月31日まで

お 知 ら せ

令和4年3月28日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年三月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第十八号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例（昭和三十二年三重県条例第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(県立学校職員の定数)</p> <p>第三条 県立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 高等学校 校長、教員、養護教員及び実習助手 二 八九六八 事務職員及び技術職員 二五五人 その他の職員 五七人 計 三、二〇八人</p> <p>二 特別支援学校 校長、教員、養護教員、実習助手及び寄宿舎指導員 一、二〇六八 栄養教諭及び学校栄養職員 一三人 事務職員 八二人 その他の職員 三人 計 一、三〇四人</p> <p style="text-align: center;">(市町立学校職員の定数)</p> <p>第四条 市町立学校職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 校長及び教員 五、九四九八 養護教員 三五〇人 栄養教諭及び学校栄養職員 一二二人 事務職員 三七一人 計 六、七八二八</p> <p>二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) 校長及び教員 三、三三〇人 養護教員 一五〇人 栄養教諭及び学校栄養職員 二八人 事務職員 一七四人 計 三、六八二八</p>	<p style="text-align: center;">(県立学校職員の定数)</p> <p>第三条 県立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 高等学校 校長、教員、養護教員及び実習助手 二、九三三人 事務職員及び技術職員 二五五人 その他の職員 五七人 計 三、二四五人</p> <p>二 特別支援学校 校長、教員、養護教員、実習助手及び寄宿舎指導員 一、二一九八 栄養教諭及び学校栄養職員 一三人 事務職員 八〇人 その他の職員 三人 計 一、三二五八</p> <p style="text-align: center;">(市町立学校職員の定数)</p> <p>第四条 市町立学校職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 校長及び教員 五、九五一人 養護教員 三五一人 栄養教諭及び学校栄養職員 一二二人 事務職員 三六八人 計 六、七八一人</p> <p>二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) 校長及び教員 三、三四五人 養護教員 一五一人 栄養教諭及び学校栄養職員 二八人 事務職員 一七〇人 計 三、六九四人</p>

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年三月二十八日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第十九号

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年三重県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当) 第六条 (略) 2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、百分の百二十を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第六条 (略) 2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、百分の百二十七・五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略)</p>

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和四年三月二十八日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第二十号

三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例

三重県立鈴鹿青少年センター条例（昭和六十年三重県条例第五号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置) 第一条 自然の中での宿泊等の機会を通して、健全な青少年の育成を図るとともに、県民に体験活動及び交流の場を提供するため、三重県立鈴鹿青少年センター（以下「青少年センター」という。）を鈴鹿市に設置する。</p> <p>(事業) 第二条 青少年センターにおいては、次の事業を行う。 一 宿泊等の体験活動における施設及び設備等（以下「施設等」という。）の利用並びに指導に関すること。 二・三 (略)</p> <p>(休業日) 第十二条 青少年センターは、原則として無休とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、別に休業日を定めることができる。</p> <p>別表（第十一条、第十七条関係） 一 青少年センターの宿泊室を利用する場合</p>	<p>(設置) 第一条 青少年を自然に親しませ、主として集団宿泊研修を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、三重県立鈴鹿青少年センター（以下「青少年センター」という。）を鈴鹿市に設置する。</p> <p>(事業) 第二条 青少年センターにおいては、次の事業を行う。 一 青少年又は青少年育成関係団体の自主的な集団研修における施設及び設備等（以下「施設等」という。）の利用並びに指導に関すること。 二・三 (略)</p> <p>(休業日) 第十二条 青少年センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、これを変更し、又は別に休業日を定めることができる。 一 毎月の第一月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日） 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日</p> <p>別表（第十一条、第十七条関係） 一 青少年センターの宿泊室を利用する場合</p>

区分		単位	金額(円)	
学校の利用 等の場合	県内の 学校の 利用等	中学生以 下及びこ れに準ず る者	一人二泊 につき	
		高校生及 びこれに 準ずる者	一人二泊 につき	
	その他の 者	一人二泊 につき	九四〇	
	県外の 学校の 利用等	中学生以 下及びこ れに準ず る者	一人二泊 につき	一、〇五〇
		高校生及 びこれに 準ずる者	一人二泊 につき	一、八九〇
		その他の 者	一人二泊 につき	一、八九〇
一般利用の場合		一人二泊 につき	七、一五〇	

備考

- 一 一泊とは、午後三時から翌日の午前十時までの間とする。
- 二 学校利用等とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定に基づき設置される幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、高等専修学校及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)の規定に基づき設置される認定こども園並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設の利用をいう(以下同じ)。
- 三 青少年センターの施設又は設備等を利用する場合

(一) 施設

区分	単位	金額(円)
総合研修館	一時間につき	一、八八〇
大研修室	一時間につき	一、一二〇
オリエンテー ション室	一時間につき	七四〇
研修室	一時間につき	七四〇
文化室	一時間につき	七四〇
創作室	一時間につき	七四〇
温浴施設	一回につき	五〇〇
ランニング ステーション	一回につき	五〇〇

区分		単位	金額(円)
県内に住 る者 所を有す る者	小学生及 び中学生 並びにこ れらに準 ずる者	一人一日 につき	五二〇
	高校生及 びこれに 準ずる者	一人一日 につき	九四〇
	その他の 者	一人一日 につき	一、五七〇
県内に住 ない者 所を有し ない者	小学生及 び中学生 並びにこ れらに準 ずる者	一人一日 につき	一、〇五〇
	高校生及 びこれに 準ずる者	一人一日 につき	一、八九〇
	その他の 者	一人一日 につき	三、一四〇

備考

- 一 一日とは、午後一時から翌日の午後一時までの間とする。
- 二 青少年センターの施設又は設備等を利用する場合

(一) 施設

区分	一時間当たりの 金額(円)
総合研修館	一、八九〇
大研修室	一、一三〇
オリエンテー ション室	一、一三〇
研修室	七四〇
文化室	七四〇
創作室	七四〇

備考

一・二 (略)

三 宿泊室を利用する日(宿泊室の利用を開始する日の午後一時から宿泊室の利用を終了する日の午後一時までの間をいう。)の施設の利用料金は、学校利用等の場合は、無料とする。

四 (略)

(二) 設備等

区分	金額(円)
(略)	(略)

備考 宿泊室を利用する日(宿泊室の利用を開始する日の午後一時から宿泊室の利用を終了する日の午後一時までの間をいう。)の設備等の利用料金は、学校利用等の場合は、無料とする。

備考

一・二 (略)

三 宿泊室を利用する日(宿泊室の利用を開始する日の午後一時から宿泊室の利用を終了する日の午後一時までの間をいう。)の施設の利用料金は、この表に定める額の二分の一に相当する額(その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。

四 (略)

(二) 設備等

区分	金額(円)
(略)	(略)

備考 宿泊室を利用する日(宿泊室の利用を開始する日の午後一時から宿泊室の利用を終了する日の午後一時までの間をいう。)の設備等の利用料金は、この表に定める額の二分の一に相当する額(その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

発行
津市広明町13番地 三重県教育委員会